

## 支部の相談員に関する規約

### 第1条（総則）

この規約は、東京都行政書士会多摩中央支部（以下「支部」という）細則第6条に基づき定める。

### 第2条（目的）

- 支部が行う無料相談会等での相談員の確保
2. 地域の団体と共催の相談会等での相談員の確保
  3. 相談員の相談水準の維持向上と倫理意識の担保のため

### 第3条（相談員の資格）

- 支部個人会員であること
2. 法人会員にあってはその社員かつ行政書士であること
  3. 東京都行政書士会および支部の会費が未納でないこと

### 第4条（事務所）

- 支部長の定める事務所内に置く。
2. 支部内に2つ以上の事務所を置くことができる。

### 第5条（名簿）

相談員の名簿を支部長および、第4条に定める事務所に置く。

### 第6条（相談員の選任）

支部が主催する規定の研修を受講、修了し役員会で認証された者のなかより支部長が選任する。

### 第7条（相談員の名簿登載）

- 第6条の要件を満たし、支部が主催する規定の研修を受講し、修了した者でかつ役員会で承認された者を登載する。
2. 本条1項で承認された者には、支部より登載されたことを通知する。

### 第8条（名簿の登載内容）

名簿には氏名、事務所所在地、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、日行連登録番号を記載する。

### 第9条（名簿の使用方法）

- 市役所等から提出を求められたとき。
2. 支部長が本会から推薦者を求められたとき。

第10条（相談員名簿からの削除）

本人の申し出によるとき。

2. 行政書士でなくなったとき
3. 支部会員でなくなったとき
4. 支部長が必要と判断し、役員会が承認の決議をしたとき

第11条（担当者）

支部長が必要に応じ選任する。

第12条（規約の改廃）

この規約の改廃は、役員会の議決によりこれを決定する。

附則

この規約は平成26年4月20日から施行する